

建築基準法第 86 条第 1 項、同条第 2 項及び第 86 条の 2 第 1 項の規定に基づく認定基準実施細目新旧対照表

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|---|
| <p>建築基準法第 86 条第 1 項、同条第 2 項及び第 86 条の 2 第 1 項の規定に基づく認定基準実施細目</p> <p style="text-align: right;">制定 平成 11 年 8 月 30 日 11 都市建調第 182 号</p> <p style="text-align: right;"><u>改正</u> <u>平成 29 年 4 月 17 日</u> <u>29 都市建企第 41 号</u></p> <p>第 1 総則</p> <p>この細目は、建築基準法第 86 条第 1 項、同条第 2 項及び第 86 条の 2 第 1 項の規定並びにこれに基づく認定基準 (<u>平成 29 年 4 月 17 日 29 都市建企第 41 号</u>。以下「認定基準」という。) に基づき、規定する事項及びその他認定を施行するに必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第 2 認定区域などの表示 (現行のとおり)</p> <p>第 3 認定申請時に提出する書面 1 から 2 まで (現行のとおり)</p> <p><u>3 建築主は、認定基準に適合することを確認するため、様式 4「建築基準法第 86 条第 1 項、同条第 2 項及び第 86 条の 2 第 1 項の規定に基づく認定基準への適合チェックシート」を提出しなければならない。</u></p> <p>第 4 その他</p> <p>建築基準法施行規則第 10 条の 21 第 1 項第 2 号の規定による合意を証する書面は、<u>様式 5</u>によるものとする。</p> <p>附則</p> <p>1 この細目は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>附則</p> <p>1 <u>この細目は、平成 29 年 8 月 1 日から施行する。</u></p> <p>2 <u>この細目の施行前になされた認定、申請の処分又は手続きは、この細目に</u></p> | <p>建築基準法第 86 条第 1 項、同条第 2 項及び第 86 条の 2 第 1 項の規定に基づく認定基準実施細目</p> <p style="text-align: right;">制定 平成 11 年 8 月 30 日 11 都市建調第 182 号</p> <p>第 1 総則</p> <p>この細目は、建築基準法第 86 条第 1 項、同条第 2 項及び第 86 条の 2 第 1 項の規定並びにこれに基づく認定基準 (<u>平成 11 年 5 月 27 日付都市圏調第 33 号決定</u>。以下「認定基準」という。) に基づき、規定する事項及びその他認定を施行するに必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第 2 認定区域などの表示 (略)</p> <p>第 3 認定申請時に提出する書面 1 から 2 まで (略)</p> <p>(新設)</p> <p>第 4 その他</p> <p>建築基準法施行規則第 10 条の 21 第 1 項第 2 号の規定による合意を証する書面は、<u>様式 4</u>によるものとする。</p> <p>附則</p> <p>1 この細目は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>(新設)</p> |

よってなされた処分又は手続きとみなす。